



住居確保給付金のご案内(転居費用補助)



世帯員の死亡または本人もしくは世帯員の離職や休業等により世帯収入が著しく減少し、住居を喪失または喪失するおそれがある方を対象として、転居によって家計が改善すると認められることなどを要件として転居費用を補助します。

対象となる方

収入が大きく減少し、お住まいを失った方、または家賃を支払えなくなりそうな方で、家計の改善のために、家賃が安い住宅に転居する必要がある方です。

申請時に以下の①～⑧のいずれにも該当する方が対象となります。

- ① 申請者と同一の世帯に属する者の死亡、又は申請者もしくは同一の世帯に属する者の離職、休業等により、世帯収入が著しく減少し、経済的に困窮し、住居を喪失又はおそれがあること。
- ② 申請日の属する月において、世帯収入額が著しく減少した月から2年以内であること。
- ③ 申請日の属する月において、その属する世帯の生計を主に維持している方。
- ④ 申請日の属する月の、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入の合計額が下記の金額以下であること(収入には、公的給付や年金等を含む)。

・1人世帯	7.8万円+家賃額(上限3.3万円)=11.1万円
・2人世帯	11.5万円+家賃額(上限4万円)=15.5万円
・3人世帯	14万円+家賃額(上限4.3万円)=18.3万円
・4人世帯	17.5万円+家賃額(上限4.3万円)=21.8万円
- ⑤ 申請日において、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の所有する金融資産の合計額が次の金額以下であること。

・1人世帯:46.8万円	・2人世帯: 69万円
・3人世帯: 84万円	・4人世帯:100万円
- ⑥ 家計改善支援事業(*注)の相談支援を申込み、転居をすることで家計全体の支出の削減が見込まれると認められること。 *持ち家等の場合は、その居住の維持または確保に要する費用の額と比較する。
- ⑦ 離職者等に対する転居の支援を目的とした類似の給付等を、申請者及び申請者と同一の世帯に属する方が受けていないこと。
- ⑧ 申請者及び申請者と同一の世帯に属する方が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6項に規定する暴力団員でないこと。



(*注)家計改善支援事業とは・・・自立して安定した生活を送ることができるよう、家計管理に関する課題を一緒に整理して家計を見直す支援です。利用申し込みについては香芝市くらし・しごと相談窓口(香芝市社会福祉協議会内)にご相談ください。

支給額

転居に要する費用のうち支給対象となる経費
(初期費用等+引越費用等)

・1人世帯	99,000円	・2人世帯	120,000円
・3～5人世帯	129,000円	・6人世帯	138,000円

＊市内で転居する場合の上限額
(これによりがたい場合は別に厚生労働大臣が定める額を上限とする。)

支給方法

不動産仲介業者等の口座へ直接振込み

住居確保給付金(転居費用補助)の対象経費

支給対象となる経費	支給対象とならない経費
・転居先への家財の運搬費用 ・転居先の住宅にかかる初期費用(礼金、仲介手数料、家賃債務保証料、住宅保険料) ・ハウスクリーニングなどの原状回復費用(転居前の住宅に係る費用を含む) ・鍵交換費用	・敷金(＊) ・契約時に払う家賃(前家賃) ・家財や設備(風呂釜、エアコン等)の購入費用 ＊申請者本人に返還される可能性があるため、対象外としています。

○相談から家計改善支援の利用を経て申請に至るまでに数ヶ月程度の期間を要する見込みです。さらに、申請書類を提出いただいてから振込までに1ヶ月ほどかかる場合があります。

お問い合わせ先

香芝市社会福祉協議会 (香芝市くらし・しごと相談窓口)

〒639-0251 香芝市逢坂一丁目374-1総合福祉センター

TEL : 0745- 76-7107

FAX : 0745- 76-7104

MAIL : info@ka-shakyo.jp

